

運営規程

令和7年1月1日 改定版

社会福祉法人 太子福祉会

指定訪問介護

尾上の郷ヘルパーステーション

目 次

第1章 事業の目的及び運営方針

第1条（目的）

第2条（運営方針）

第2章 事業所の名称等

第3条（事業所の名称等）

第3章 従業者の職種、員数及び職務内容

第4条（従業者の職種、員数）

第5条（職務内容）

第4章 事業運営に関する基準

第6条（営業日及び営業時間）

第11条（勤務体制の確保）

第7条（訪問介護計画の作成）

第12条（サービス提供の記録と連携）

第8条（訪問型サービスの内容）

第13条（緊急時の対応）

第9条（実施地域）

第14条（利用料）

第10条（身分証の携行）

第5章 従業者の義務

第15条（感染症対策）

第17条（秘密の保持）

第16条（事業所内の禁止行為）

第6章 その他の運営についての重要事項

第18条（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

第19条（身体的拘束等）

第23条（業務継続計画の策定等）

第20条（内容及び手続きの説明及び同意、契約）

第21条（苦情対応）

第24条（その他運営についての留意事項）

第22条（介護サービス情報の公表）

第25条（県条例）

第7章 雜則

第26条（委任）

第27条（改廃）

附則

指定訪問介護 「尾上の郷ヘルパーステーション」運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

第1条（目的）

社会福祉法人太子福祉会が開設する「尾上の郷ヘルパーステーション」（以下、「事業所」という。）が行う「指定訪問介護」（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、介護保険法に基づき「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の遵守を通じて、業務の適正かつ円滑な執行と利用者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

第2条（運営方針）

- 1 この事業は、老人福祉法及び介護保険制度の基本原理に基づき、利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努め、利用者が安心して生活できるように運営することを基本方針とする。
- 2 事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市区町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。
- 3 事業の実施に当たっては、訪問介護計画に基づき利用者の身体介護及び日常生活を行うのに必要な援助を行う。
- 4 従業者は、事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行い利用者又はその家族の同意を得なければならない。
- 5 事業の実施に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 6 利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の要望に応じて適切に提供する。特に認知症老人に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスの提供が出来る体制を整える。

第2章 事業所の名称等

第3条（事業所の名称等）

名称及び所在地は次のとおりとする。

1 名 称 尾上の郷ヘルパーステーション

2 所在地 兵庫県加古川市尾上町池田 830-1

第3章 従業者の職種、員数及び職務内容

第4条（従業者の職種、員数）

1 事業所は、介護保険法に基づく「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に示された所定の従業者を満たした上で、次のように配置するものとする。ただし、法令の定める範囲内で兼務することができるものとし、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）
- (2) サービス提供責任者 1名以上
- (3) 訪問介護員 2. 5名以上（常勤換算法）

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の従業者を置くことができる。

第5条（職務内容）

従業者は、事業所の設置目的を達成するため必要な職務を行う。詳細は【職務分担表】によることとする。

- (1) 管理者は、事業を運営し、従業者を指揮監督する。
- (2) サービス提供責任者は、事業所に対する利用の申し込みにかかる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画等の作成を行なう。
- (3) 訪問介護員は、管理者・サービス提供責任者の管理の下、事業の提供に当たる。

第4章 事業運営に関する基準

第6条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から日曜日とする。

2 営業時間 通常時間として、8時30分から17時30分とする。
ただし「夜間・早朝」及び「深夜」については、申込に応じて提供する。

第7条（訪問介護計画の作成）

サービス提供責任者は、利用者の心身の状況・希望並びにそのおかれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した【訪問介護計画書】を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。

第8条（訪問型サービスの内容）

事業所で行う訪問型サービスの内容は次のとおりとする。

（1）生活援助に関するこ

- イ. 調理
- ロ. 衣類の洗濯
- ハ. 住居の掃除
- ニ. 生活必需品の買い物
- ホ. その他必要な日常生活に関する支援

（2）身体介護に関するこ

- イ. 身体整容
- ロ. 外出介助
- ハ. その他の必要な身体の介護

第9条（実施地域）

事業の実施地域は、加古川市、高砂市、播磨町、明石市（大久保町、魚住町）とする。

第10条（身分証の携行）

当該事業所の訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

第11条（勤務体制の確保）

1 利用者に対し適切な事業その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 当該事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

第12条（サービス提供の記録と連携）

1 事業所は、【訪問介護計画書】に則って行ったサービス提供の状況やその折の利用者の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとする。

2 事業所は、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第13条（緊急時の対応）

1 従業者は、サービス実施中に利用者的心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 主治医との連絡並びに指示が得られなかつた場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行なわなければならない。

第14条（利用料）

1 事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、サービスにかかる費用として【重要事項説明書】記載の利用料の1～3割相当分と利用者の選択によりかかるサービスの利用料及び通常の実施地域を越える交通費の合計額とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、あらかじめ利用者に対し説明を行い利用者の同意を得るものとする。

2 利用者は、法定代理受領サービス等に該当するサービスを受ける場合や、生活保護制度を利用する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。

3 利用者は、月額利用料を翌月15日から月末までに、事業所に現金又は自動口座振替で支払うものとする。

第5章 従業者の義務

第15条（感染症対策）

事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 【感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針】を策定し、対策委員会（テレビ電話装置等の活用可能）にて随意意見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね6ヶ月に1回開催する。
- (3) 従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- (4) その他関係通知の遵守、徹底。

第16条（事業所内の禁止行為）

事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。

- (4) 健康増進法の精神に則り、所定場所以外での喫煙をすること。
- (5) 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (6) 故意又は無断で、事業所若しくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所外に持ち出すこと。

第17条（秘密の保持）

- 1 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める【情報提供同意書】により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿すること。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第6章 その他の運営についての重要事項

第18条（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する措置を適切に実施するための担当者を置き必要な体制を整備する。
 - (2) 成年後見制度の利用を支援する。
 - (3) 事業所は、利用者的人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また、虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ市区町村へ報告するものとする。
 - (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (5) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (6) 虐待の防止を啓発・普及するための従業者に対する研修を定期的に実施する。
- 2 従業者は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
 - (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
 - (3) 部屋から閉め出したり、閉じ込めるなどして叱ること。
 - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - (5) 食事を与えないこと。
 - (6) 利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。

- (7) 亂暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 事業所を退居させる等、脅かすような言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該利用者を無視すること。

第19条（身体的拘束等）

事業所は、利用者の身体的拘束等は行わない。万一、利用者又は他の利用者、従業者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には【利用者の身体的拘束等に伴う申請書】に家族の同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができる。

- (1) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (3) 身体的拘束等の適正化の為の指針を整備すること。
- (4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第20条（内容及び手続きの説明及び同意、契約）

1 利用に当たっては、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、【重要事項説明書、契約書及び契約書別紙】を交付して説明を行い、利用申込者との合意の上、【契約書】を締結するものとする。

2 事業所は【運営規程】を利用者又はその家族が閲覧できるように設置する。

第21条（苦情対応）

利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合事業所は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者又はその家族に報告するものとする。なお、苦情受付窓口は【重要事項説明書】に記載されたとおりである。

第22条（介護サービス情報の公表）

社会福祉法第24条等及び介護保険法に則り、社会福祉法人太子福祉会は提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

第23条（業務継続計画の策定等）

1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業

務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条（その他運営についての留意事項）

1 事業者は、適切な指定訪問介護サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2 前項の規定により、研修の実施計画を従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

3 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる【重要事項説明書】を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

第25条（県条例）

1 「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」(平成24年3月21日兵庫県条例第4号)に定める内容を遵守し、事業を行うこととする。

2 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

3 事業者は、その提供する指定訪問介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

5 事業者は、事故の発生又はその発生を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある自体が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業

者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

6 事業者は、利用者に対する指定訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市区町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

7 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

8 事業者は、利用者に対する指定訪問介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第7章 雜則

第26条（委任）

この規程の施行上必要な窓口については、施設長が別に定める。

第27条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議により行う。なお、内容変更を伴わない軽微な修正の場合は、理事長の決裁で修正できる。

附 則

本規程は、令和7年1月1日から施行する。

本規程の制定により、旧「尾上の郷ヘルパーステーション」管理運営規程は廃止とする。